

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☛ 寄付金の取扱い

Q: 寄付金にも費用になるものとならないものがあると聞きましたが、寄付金の税務上の取扱いを教えてください。

A: 会社が支出した寄付金については、特定の寄付金を除き、損金算入限度額を設けていますので、支出金額がすべて損金になるわけではありません。

【解説】

法人税法上、寄付金とは、支出の名義の何たるかを問わず、法人が行った金銭その他の資産の贈与又は経済的な無償の供与をいいますが、そのうち、広告宣伝費や交際費、福利厚生費などとされるものは除かれます。

寄付金の損金算入限度額は、寄付金の支払先に応じて、次のように異なります。

(1) 一般の寄付金

$$\begin{aligned} & (\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times 1/2 \\ \text{資本基準額} &= \text{資本等} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} \\ & \quad \text{の金額} \\ \text{所得基準額} &= \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \\ & \quad \text{金額} \end{aligned}$$

(2) 特定公益増進法人に対する寄付金

一般の寄付金の限度額と特定公益増進法人に対する寄付金のうち少ない金額

(3) 国、地方公共団体に対する寄付金

全額損金算入

(4) 大蔵大臣の指定した寄付金

全額損金算入

(5) 国外関連者に対する寄付金

全額損金不算入

